

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）  
による脳死判定・臓器摘出の要件変更について

臓器摘出

脳死判定

現  
行  
法

○本人が、臓器を提供する意思を  
書面により表示

○本人が、脳死判定に従う意思を  
書面により表示

※脳死判定・臓器摘出ともに、家族が拒否しないこと又は家族がいないことが必要。

改  
正  
後

○本人が、臓器を提供する意思を  
書面により表示

（法第6条第1項第1号）

○本人が、臓器を提供する意思も  
提供しない意思も表示していない  
（＝意思不明）

（法第6条第1項第2号）

**○本人が、脳死判定を拒否して  
いない**（＝承諾又は意思不明）  
（法第6条第3項第1号及び第2号）

※1 本人が臓器を提供する意思を表示している場合には、脳死判定・臓器摘出ともに、家族が拒否しないこと又は家族がいないことが必要。

※2 本人の臓器提供に関する意思が不明な場合には、脳死判定・臓器摘出ともに家族の書面による承諾が必要。